四〇一　マナス国際空港機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九　四
四〇二　キルギス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　九　四
四〇三　円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　三
四〇四　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅳの改正に関する件　一二　三
四〇五　チュニジアテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　四
四〇六　パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件　一二　五
四〇七　過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約等へのブルンジ共和国の加入に関する件　一二　五
四〇八　過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約等へのカザフスタン共和国等の加入に関する件　一七　三
四〇九　外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とトルクメニスタン政府との間の口上書の交換に関する件　一八　二
四一〇　外務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　一九　二
四一一　ニャコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画のための贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五
四一二　第二次多数国間投資基金を設定する協定及び第二次多数国間投資基金の管理のための協定の有効期間の延長に関する件　一九　五
四一三　紛失の届出により失効した旅券の告示　一九　261　一
四一四　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのカザフスタン共和国の加入に関する議定書のカザフスタン共和国による受諾に関する件　二〇　三
四一五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二〇　262　二〇
四一六　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件　二五　三
四一七　ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　三
四一八　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件　二七　五
四一九　円借款の供与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　五
○財務省
三四七―三五〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　251　五
三五一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　六　251　五
三五二　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　251　七
三五三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　251　八
三五四―三六一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　251　八
三六二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　255　一
三六三―三六五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　255　八
三六六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　四
三六七　平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　四
三六八　平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　四
三六九　平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　四
三七〇　関税暫定措置法別表第一の六第二項及び第二四項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　三〇　四
三七一　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　三〇　四
○財務省、農林水産省
二六　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三